

中学校進学に向けて

様々な学びの場について
一緒に考えましょう

特別支援学校編

神戸市教育委員会事務局

特別支援教育課



保護者のみなさま、こんにちは。
ここでは、特別支援学校についてお伝えします。

特別支援学校では、障害のある子供への、自立や社会参加に向けて、特別の教育課程を編成して指導を行います。

主な内容

1. 障害種別ごとの部門
2. 通学区域
3. 子供の実態に応じた、特別の教育課程の編成
4. 居住地の中学校との交流及び共同学習
5. ネットワークプラン（個別の教育支援計画）、個別の指導計画の作成
6. 学びの場を決定するまでのスケジュール
7. 【個別の相談】について



この動画でお伝えするのは、次の7つの内容です。

障害種別ごとに部門について

通学区域について

特別の教育課程の編成について

居住区の中学校での交流及び共同学習について

ネットワークプランと個別の指導計画について

学びの場を決定するまでのスケジュールについて

最後に、中学校進学に向けた【個別の相談】についてです。

1. 部門について

視覚障害部門 市立盲、県立視覚

聴覚障害部門 県立神戸聴覚

知的障害部門 灘さくら(小・中学部)、友生、青陽須磨、いぶき明生、
青陽灘高等(高等部)、県立神戸、県立芦屋、
県立のじぎく、県立西神戸高等、県立高等、
県立阪神昆陽、神戸大学附属

肢体不自由部門 灘さくら、友生、青陽須磨、いぶき明生、
県立神戸、県立のじぎく

病弱部門 友生支援学校みなと分教室、県立上野ヶ原

※部門で迷われる場合は、入学までに見学会や説明会、入学相談会で学校と相談しましょう

それでは、特別支援学校の部門について説明します。

視覚障害部門のある学校は、神戸市立盲学校、兵庫県立視覚特別支援学校です。
聴覚障害部門のある学校は、兵庫県立神戸聴覚特別支援学校です。

知的障害部門のある神戸市立の学校は、灘さくら支援学校(小・中学部のみ)、友生支援学校、青陽須磨支援学校、いぶき明生支援学校、青陽灘高等支援学校です。
青陽灘高等支援学校は、高等部のみの学校です。

知的障害部門のある兵庫県立の学校は、神戸特別支援学校、芦屋特別支援学校、のじぎく特別支援学校、西神戸高等特別支援学校、高等特別支援学校、阪神昆陽特別支援学校です。また、神戸大学附属特別支援学校にも知的障害部門があります。

西神戸高等特別支援学校、高等特別支援学校、阪神昆陽特別支援学校は、高等部のみの学校です。

肢体不自由部門のある学校は、灘さくら支援学校、友生支援学校、青陽須磨支援学校、いぶき明生支援学校、神戸特別支援学校、のじぎく特別支援学校です。

病弱部門は、友生支援学校みなと分教室、兵庫県立上野ヶ原特別支援学校です。

お子様がどの部門に該当するか迷われる場合は、入学までに見学会や説明会、入学相談会で学校と相談しましょう。

特別支援学校の対象となる程度

各部門の対象となる障害の程度は「学校教育法施行令22条の3」では、次の表に掲げるとおりとなっています。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	知的発達の変滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 知的発達の変滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

なお、特別支援学校の各部門の対象となる子供の障害の程度は、「学校教育法施行令22条の3」によって定められています。

2. 通学区域について

	学校名	障害種別 学部	連絡先	通学区域
① ※	灘さくら 支援学校	知的 小・中 肢体 小・中・高	神戸市灘区摩耶海岸通 2-2-2 (078)802-1200	(知)東灘区【本山・住吉・御影・ 向洋中学校区】・灘・中央区 (肢)東灘・灘・中央区
②	青陽灘 高等支援学校	知的 高のみ	神戸市灘区岩屋北町 6-1-1 (078)871-1800	東灘区【本山・住吉・御影・向洋 中学校区】 灘・中央区
③	盲学校	視覚 幼・小・中・高 視覚通級 幼小・中 専攻科	神戸市中央区東川崎町 1-4-2 (078)360-1133	神戸市内全域
④ ※	友生 支援学校	知的 小・中・高 肢体 小・中・高 院内 小・中 病弱訪問 小・中・高	神戸市兵庫区夢野町 1-1 (078)576-6120	兵庫・長田区 (院内)兵庫県立こども病院 (病弱訪問)神戸市内全域
⑤ ※	青陽須磨 支援学校	知的 小・中・高 肢体 小・中・高	神戸市須磨区西落合 1-1-4 (078)793-1006	須磨区 垂水区【桃山台・塩屋・福田・ 垂水・垂水東中学校区】



次に、特別支援学校の通学区域について説明します。

この通学区域を基準として、入学できる学校が決まっています。

中学校の校区を参考にして、お子様が通える特別支援学校をご確認ください。

その際は、部門についても確認してください。

	学校名	障害種別 学部	連絡先	通学区域
⑥ ※	いぶき明生 支援学校	知的 小・中・高 肢体 小・中・高	神戸市西区井吹台西町 7-1 (078)997-6311	★垂水区【歌敷山・星陵台・多聞 東・本多間・舞子・神陵台中学 校区】 西区【太山寺・長坂・井吹台・ 伊川谷・樫谷・玉津・王塚台・ 平野・西神・岩岡中学校区】
⑦	県立芦屋 特別支援学校	知的 小・中・高	芦屋市陽光町8-37 (0797)25-5311	東灘区 【本庄・魚崎・本山南中学校区】
⑧	県立神戸 特別支援学校	知的 小・中・高 肢体 小・中・高	神戸市北区大脇台10-1 (078)592-6767	北区
⑨	県立のじぎく 特別支援学校	知的 小・中・高 肢体 小・中・高	神戸市西区北山台 2-566-134 (078)994-0196	西区【押部谷・神出・桜が丘 中学校区】
⑩	県立神戸 聴覚特別支援学校	聴覚 保・幼・小・中・高 難聴通級 小・中 専攻科	神戸市垂水区福田 1-3-1 (078)709-9301	県内全域
⑪	県立視覚 特別支援学校	視覚 幼・小・中・高 専攻科	神戸市垂水区城が山 4-2-1 (078)751-3291	県内全域
⑫	県立西神戸 高等特別支援学校	知的 高のみ	神戸市西区押部谷町高和 1557-1 (078)991-2050	県内全域(選抜)

	学校名	障害種別 学部	連絡先	通学区域
⑬	県立上野ヶ原 特別支援学校	病弱 小・中	三田市大原梅の木 1546-6 (079)563-3434	県立ひょうごこころの 医療センター分教室 県立リハビリテーション 中央病院訪問学級
⑭	県立高等 特別支援学校	知的 高のみ	三田市大原梅の木 1546-6 (079)563-0689	県内全域(選抜)
⑮	県立阪神昆陽 特別支援学校	知的 高のみ	伊丹市池尻7-108	県内全域(選抜)
⑯	神戸大学附属 特別支援学校	知的 小・中・高	明石市大久保町 2752-4	県内全域(選抜)

※ ①灘さくら支援学校 ④友生支援学校 ⑤青陽須磨支援学校 ⑥いぶき明生支援学校において
肢体不自由部門がある場合、在宅肢体不自由訪問学級が設置されることもあります。

★ 令和10年度より、いぶき明生支援学校分校が開校予定です。垂水区【歌敷山・星陵台・多聞
東・本多聞・舞子・神陵台中学校区】在住の知的障害部門が対象となります。

通学方法については、学校と相談してください。



なお、※印が付いていた

①灘さくら支援学校

④友生支援学校

⑤青陽須磨支援学校

⑥いぶき明生支援学校の、

肢体不自由部門では、在宅肢体不自由訪問学級が設置されることもあります。

また、☆印についてですが、令和10年度よりいぶき明生支援学校分校が開校予定です。
垂水区の歌敷山、星陵台、多聞東、本多聞、舞子、神陵台中学校区在住の知的障害部
門の小中学部のお子様を対象となります。

対象のお子様は、開校後、分校に通学することになります。

通学方法は、入学する学校との相談で決まります。

お子様の状況について学校に伝えていただき、安全に通学ができるよう、話し合ってください。

3. 特別の教育課程について

特別支援学校の教育課程

自立活動

各教科等

各教科等を合わせた指導

学級内では複数の教員で子供たちを支援

学級担任の他に、障害児教育支援専門員等、専門性のある多職種の職員がいる

子供の成長に合わせ、教科用図書を定める

内容を分かりやすくした☆印本や図鑑、絵本などの一般図書が教科用図書として認められている

次に、特別支援学校の教育課程について説明します。

例えば、知的障害部門のある特別支援学校の対象は、学校教育法22条の3において「他人との意思疎通が困難で、日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの」となっています。この障害の程度に該当する子供が特別支援学校入学の対象となります。

そのため、特別支援学校には、特別支援学校の教育課程があります。

中学校の教育課程とは各教科等の内容も違います。

子供の実態に応じて考えられる自立活動という学習や、各教科等を合わせた指導という形態での学習を行います。

学級内では複数の教員で子供たちを支援します。

学級担任のほかに、障害児教育支援専門員など、特別支援教育の専門性のある多職種の職員がいます。

教科用図書は、子供の成長に合わせて決めます。

内容を分かりやすくした☆印本や図鑑や絵本などの一般図書が教科用図書として認められています。

各教科等を合わせた指導について

●日常生活の指導

子供の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動について、知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験等を踏まえながら計画的に指導するもの

●遊びの指導

遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していくもの

●生活単元学習

子供が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立や社会参加のために必要な事柄を実際の・総合的に学習するもの

●作業学習

作業活動を学習活動の中心にしながら、子供の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するもの



各教科等を合わせた指導について説明します。

1つ目は、日常生活の指導です。

子供の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動について、知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験等を踏まえながら計画的に指導するものです。

2つ目は、遊びの指導です。

遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していくものです。

3つ目は、生活単元学習です。

子供が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立や社会参加のために必要な事柄を実際の・総合的に学習するものです。

さいごに、作業学習です。

作業活動を学習活動の中心にしながら、子供の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものです。

学年や学級の状況、子供の課題に合わせて、必要に応じてこれらの指導を時間割の中に設定をします。

全員がこのすべての学習をするわけではありません。

中学部A部門（知的）週時程表 3年Ⅲ-1					
月	火	水	木	金	
9:00 着替え(20)(日常生活の指導)					
9:20 体操・ランニング(20)(日常生活の指導)					
9:40 朝の会(20)(日常生活の指導)					
基礎学習 (45) (国語)	基礎学習 (45) (数学)	基礎学習 (45) (自立活動)	基礎学習 (45) (国語)	基礎学習 (45) (数学)	
10:45					
作業学習 (50) (作業学習)	理科 (50) (理科)	音楽 (50) (音楽)	社会 (50) (社会)	総合的な学習 (50) (総合的な学習の 時間)	
11:45 日常生活の指導(15)					
12:00 給食					
12:20 日常生活の指導(15)					
12:35 ひるやすみ(25)(日常生活の指導)					
13:00					
生単 (50) (生活単元学習)	美術 (50) (美術)	道徳 (50) (道徳)	体育 (50) (保健体育)	ホームルーム (50) (特別活動)	
14:00					
14:05 清掃(15)(日常生活の指導)					
14:20 自立活動(15)(自立活動)					
14:45 着替え(10)(日常生活の指導)					
14:50 終わりの会 (25) (日常生活の指導)					
15:15					

特別支援学校の時間割例

特別支援学校の時間割の例について説明をします。

中学校の時間割と違って、子供たちが毎日の生活のリズムを整えたり、次の学習に対して見通しをもてたりできるような時間割になっています。

4. ネットワークプラン・個別の指導計画について

【ネットワークプラン】（個別の教育支援計画）

引継ぎのために、保護者様の協力を得て作成

作成したネットワークプランは、進学先に引き継ぐことができる



【個別の指導計画】

日々の学習のために、必要に応じて学校が保護者様と共に計画し作成 → 作成した個別の指導計画も、引き継ぐことができる



ネットワークプランと個別の指導計画について説明します。

ネットワークプランは、支援の引き継ぎを目的として作成する資料で、お子様に関する情報や支援の状況などを記入します。

これは、保護者様と学校が協力して作成します。

今のお子様の状態や効果的な支援を次の学年に引き継ぐことで、切れ目のない支援を目指します。

もう1つの、個別の指導計画は、お子様の実態を細かくとらえ、個別の目標を立て、支援の手立てを学校が保護者様と共に計画し作成します。

こちらも次の学年に引き継ぐことができます。

5. 交流及び共同学習について

(1) 交流及び共同学習のねらい

特別支援学校の子供と中学校の子供が、

- さまざまな活動を共にすることを通して友情関係を築く
- 同じ社会に生きる人間としてお互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ



次に、交流及び共同学習について説明します。

交流及び共同学習は、特別支援学校の子供と地域の中学校の子供が一緒に活動したり学んだりすることです。

特別支援学校の子供と中学校の子供が、さまざまな活動を共にすることで友情関係を築くとともに、同じ社会に生きる人間としてお互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ機会をつくることを目的としています。

(2) 居住地校交流について

居住地にある中学校に「副籍」を置き、その学校と交流を行う

①交流校への登下校は保護者が行う

②交流の回数は、子供の状態や保護者の願い等を考慮し、**両学校と**

相談のうえ設定



令和5年度より、入学した子供たちについては、居住地の中学校に「副籍」を置くという仕組みになっています。

保護者様とお子様の希望がある場合、「副籍」のある居住地の中学校と交流をします。

その際、交流校への登下校は保護者様に行っていただきます。

交流の回数は、お子様の状態や、お子様・保護者様の願い等を考慮して、両学校間が相談の上、設定します。

そして特別支援学校の教育課程に基づいて年間で計画が立てられます。

6. 学びの場を決定するまでのスケジュール 【小学校（特別支援学級）から特別支援学校へ】

- ①小学校と学びの場の変更についての相談を行う
- ②5月の学校説明会・見学会に参加する
※日程は各学校のHP参照
- ③各特別支援学校の入学相談会に参加する
- ④希望者については【個別の就学相談】で相談することができる
- ⑤10月末願書提出
- ⑥11月就学時（入学前）健康診断（神戸市立のみ）
※12月中に入学許可書が届く
※県立の特別支援学校は各校のHPでスケジュールの確認を



学びの場を決定するまでの基本的なスケジュールについてお伝えします。特別支援学校は、学校ごとに学校見学会や説明会、入学相談の日が設定されています。

- ①まずは小学校と学びの場の変更についての相談を行います。
- ②特別支援学校では各学校の流れに沿って進めていただく必要があります。まずは、進学先となる各特別支援学校の学校説明会・見学会に参加し、
- ③その後の入学相談会に参加してください。
- ④学びの場の変更について、ご心配やご不安がある場合は【個別の相談】をお申込みください。
- ⑤その上で進学先を決定していただき、10月末には願書を提出し、
- ⑥11月に各校で行われる就学時（入学前）健康診断を受けていただきます。
※健康診断受診後、12月中に入学許可書が届き、入学が決定となります。
※県立の特別支援学校の場合には、スケジュールが異なることがありますので、各学校のHPをご確認ください。



先ほど説明をした内容をカレンダーに示すとこのようになります。

特別支援学校は、学校ごとに学校見学会や、入学説明会の日が設定されていますので、各学校のホームページ等をご確認の上ご参加ください。

相談センターで実施する、中学校進学に向けた【個別の相談】は、6月下旬からとなります。

※のある、学校との就学相談については、特別支援学校の学校説明会は早い時期にありますので、5年生の間に小学校とよく相談をしておくことをおすすめします。

7.【個別の相談】について

- ①対象 中学校進学に向けて、学びの場の変更についての心配や質問がある保護者様
- ②相談期間 6月下旬から随時
- ③申込方法
 - (1)相談予約
電話申し込み 特別支援教育相談センター
078-360-2160 (月～金 9時～17時)
 - (2)お子様の情報入力
ホームページ内の「中学校進学に向けた個別の相談申込書」からお子様の情報を入力



それでは、中学校進学に向けた【個別の相談】についてお伝えします。
対象は、4年生～6年生のお子様がいる保護者様です。中学校進学に向けて学びの場について心配なことや質問がある方はお申し込みください。
相談期間は6月下旬からとなります。
相談予約は電話での申込となります。
日程決定後、ホームページ内の「中学校進学に向けた個別の相談申込書」よりお子様の情報入力をお願いします。

【個別の相談】では、教育委員会事務局の職員と会うこととなりますが、この相談で進学先が決まることはありません。
進学先は、あくまでも学校との進学に関する相談を通して決めていくこととなります。

お子様の進学について安心して進められるように、これからの学校生活について考えていきましょう。

以上で、説明を終わります。
他の動画もぜひご覧ください。